

提出が必要となる事業者報告書について

A 床面積が1,000㎡以上の事業所（提出用エクセルA）

	大規模制度	2R制度	特定食品制度
ホテル・旅館	○	○	○
簡易宿所・結婚式場等※	○	×	○
大学	○	○	×
そのほかの業種	○	×	×

※ これらのほか、内陸水運業、沿海旅客海運業

B 市内の複数店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の事業者※（提出用エクセルB）

	2R制度	特定食品制度
食料品小売業・飲食店業	○	○
その他の物品小売業	○	×
食品卸売業等	×	○

※ 市内に床面積1,000㎡以上の店舗等があれば、別途、当該店舗等において大規模制度に係る報告書（提出用エクセルA）の提出が必要

＜参考＞提出までの大まかなスケジュール

令和8年3月下旬：令和8年度報告書提出依頼及び提出用エクセルの本市HPへの公開

8月末：提出期限（令和9年度以降の提出期限は6月30日）